

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 大阪市女性のつながりサポート事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪男女いきいき財団

3 随意契約理由

本件契約は困難・課題を抱える女性がどのような事情や困難を抱えていてその背景にある問題は何かということをつまえて実施し、行政等の情報や支援等が届きにくい女性との接点をもつためのスキルやネットワークを活用することが要求されることから、その対応手法等については、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06 - 6208 - 9156）

随意契約理由書

1 案件名称

クレオ大阪情報提供システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、男女共同参画センター 5 館で実施している図書の貸出・管理等にかか
る「クレオ大阪情報提供システム」の運用保守を行うものである。

「クレオ大阪情報提供システム」については、富士テレコム株式会社により開発
されたパッケージシステムであり、設定変更及び保守においても、システムの各種
設定及び障害情報等の管理情報を保有するパッケージソフトの提供ベンダーであ
る富士テレコム株式会社のみが実施できるため、本事業者と契約する必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06 - 6208 - 9156）

随意契約理由書

1 案件名称

企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪労働協会

3 随意契約理由

本事業では、社会情勢に応じて各年ごとに取り組むべき課題が変化し、課題の変化に伴って啓発・支援すべき対象、内容及び効果的な啓発・支援の手法も変化することから、事業の実施にあたっては、女性活躍推進に関する最新の実情等を踏まえ、総合的企画、業務遂行管理等を含め、本事業に関し高度なスキル・ノウハウに富む民間事業者へ委託し、総合的に事業を進める必要がある。

これまでの取組により、企業における女性の継続就労やキャリア形成の阻害要因は徐々に解消に向かいつつあるが、一方で、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は未だに根強く残っていることから、女性も男性も、働きたい全ての人が家庭生活と両立しながら働くことの意義がより広く浸透するよう、女性のキャリアアップ、多様で柔軟な働き方の実現、男性の家庭参画など、あらゆる観点から意識啓発等を実施する必要がある。

また、男性の育児休業取得についても、令和4年度の「くるみん認定」の認定基準の改正を踏まえ、企業自ら積極的に男性の育児休業取得に向けた取組を進めていくという社会的な機運が醸成されるよう、意識啓発等をより一層強化していく必要がある。

そのため、公募により広く事業者から、そのノウハウや特性を活かした業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札によるよりも本事業の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上の理由から、本事業にかかる契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06 - 6208 - 7655）

随意契約理由書

1 案件名称

女性活躍推進情報発信事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社ママそら

3 随意契約理由

本事業では、社会情勢に応じて各年ごとに取り組むべき課題が変化し、課題の変化に伴って発信すべき対象、内容及び効果的な発信手段も変化することから、創意工夫による新規コンテンツを作成し、これをウェブサイトや SNS 等で適時・的確に発信することをはじめ、各業務メニューの実施においては、女性活躍推進に関する最新の実情等を踏まえ、総合的企画、業務遂行管理等を含め、本事業に関し高度なスキル・ノウハウや創造性に富む民間事業者へ委託し、総合的に事業を進める必要がある。

令和 4 年度に「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の適用事業者の拡大（従業員数 301 人以上 → 101 人以上）や「次世代育成支援対策推進法」に基づく「くるみん認定」の認定基準における男性の育児休業取得率の引き上げ（7%以上から 10%以上）が実施されたことを踏まえ、社会的な機運を醸成するため、女性のキャリアアップや多様で柔軟な働き方の実現、男性の家庭参画など、女性活躍の進展に向けた意識啓発に資するコンテンツを作成し、情報発信を強化していく必要がある。

また、スマートフォンやタブレットなど画面サイズの異なるデバイスから同じウェブサイトを見ることなどを考慮し、ユーザーが必要とするコンテンツにアクセスしやすくなるように、ウェブサイトのコンテンツの検索機能やレイアウトを改善するなどして、コンテンツを効果的に発信する必要がある。

そのため、公募により広く事業者から、そのノウハウや特性を活かした業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札によるよりも本事業の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上の理由から、本事業にかかる契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06 - 6208 - 7655）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市法律相談業務委託

2 契約の相手方

大阪弁護士会

3 随意契約理由

大阪市法律相談は、市民生活上の問題で、法律の知識を要するものについて、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的として、弁護士による土地・建物、金銭貸借、結婚・離婚、相続、戸籍等に関する法律相談を実施するものである。専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行っており、その履行にあたっては、区役所での法律相談、ナイター法律相談、日曜法律相談の相談定例日に必要数の弁護士(のべ1,683人以上)を確保しなければならない。

また、法律相談という業務特性から市民の権利義務に影響を及ぼす重要な業務であることから、災害時その他急迫の事情がない限り実施しなければならず、確実な履行を求めなければならない。よって、不測の事態が発生した場合においても代替要員の手配等にも速やかな対応が求められる。

大阪弁護士会は、弁護士の単なる同業団体ではなく、弁護士業務を行おうとする者は、必ず入会しなければ弁護士業務を行うことができないという、いわゆる強制加入団体であり、大阪を主要な活動地域としている5,000名を超える弁護士が加入している。当該団体は、弁護士法第1条の趣旨に則り、基本的人権の擁護と社会正義の実現のためさまざまな活動を行っており、その1つとして、市民への法的サービスの充実と提供を行うため、総合法律相談センターを設置するなど、同種業務の実績も有した団体である。

本業務の規模、内容を確実に遂行するには、当該団体以外には存在せず大阪市内では唯一の団体である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会を相手方として特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局区政支援室区行政制度担当（電話番号：06 - 6208 - 7321）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市市民活動総合ポータルサイト改修
地活協補助金申請事務のアプリ等システムの開発及び運用保守等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ホロンシステム 大阪支社

3 随意契約理由

本案件は、サーバ経費等の削減や運用までに要する期間の短縮、地域活動協議会が既に利用しており受容しやすい等の観点から検討した結果、現在、市民活動の支援ツールとして運用している大阪市市民活動総合ポータルサイト（以下「ポータルサイト」）を活用してアプリ等システムを導入することとしたものである。

導入にあたり、ポータルサイトの団体登録（利用者ID）データベースやサーバを共用することとなるため、現在、株式会社ホロンシステムと締結しているポータルサイト保守管理等業務委託契約と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本件契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当地域連携グループ（電話番号：06 - 6208 - 9792）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市人権相談事業（長期継続契約）

2 契約の相手方

大阪市人権相談事業業務委託共同体

3 随意契約理由

本案件は、相談内容として、同和問題（部落差別）や障がい者、LGBT 等の多様な人権課題を取り扱う。これらの人権課題が複雑に絡まった相談に対し、実行性のある解決策や予防策を提案するためには、多様な人権課題に対する深い識見を要する。また、悩みを抱えた相談者の気持ちに寄り添い、相談者の意向を聞き出したうえで判断することも求められ、非常に専門性の高い業務だといえる。

さらに、近年では、感染症に起因した差別やインターネット上での誹謗中傷など、新たな人権課題も発生していることから、時代に応じて変化する人権課題に対応し得る相談員の体制を確保し続ける必要がある。

人権課題の背景を正しく理解した上で、相談者が抱える問題を整理し、適切な対応を取ることができるノウハウや経験等を有する事業者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

契約の相手方の選定にあたっては公募によることとし、事業実施に向けた企画内容や手法、成果測定のための指標の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06 - 6532 - 7631）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業に係る運営業務

2 契約の相手方

株式会社セレッソ大阪

3 随意契約理由

当事業は、スポーツを通じて幅広い年齢層を対象に人権に関する情報を広く発信し、多くの方々に人権尊重の重要性について理解を深め、人権への関心を高めることを目的としている。

スポーツの中でも、Jリーグは地域密着を基本理念とし、青少年や地域社会等に大きな影響力を有していることから、Jリーグチームと連携を図ることで、より大きな啓発効果を見込んでいる。

以上のことから、本市に所在する唯一のJリーグチームである「セレッソ大阪」と連携・協力して実施するため、株式会社セレッソ大阪と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06 - 6532 - 7631）

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍情報システムソフトウェア使用許諾

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本パッケージソフトウェアの著作権については、富士ゼロックスシステムサービス株式会社（現富士フイルムシステムサービス株式会社）が有しているため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度住民基本台帳等事務システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である N T T データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

戸籍情報システムは、富士ゼロックスシステムサービス株式会社（現富士フイルムシステムサービス株式会社）のパッケージソフトウェアを使用したシステムであり、他業者が当該システムの保守を手掛けるには、システムの使用許諾の問題はもとより、システム自体の解析から始めなければならないなど技術的にも非常に困難である。

このため、安全かつ確実に保守業務を行えるのは、当該システムの製造元である富士ゼロックスシステムサービス株式会社（現富士フイルムシステムサービス株式会社）のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市マイナンバーカード交付業務におけるインターネット来庁予約受付サービス提供業務委託

2 契約の相手方

株式会社アローズネクスト

3 随意契約理由

現行の来庁予約システムは、令和 2 年度より株式会社アローズネクストと契約締結し、パッケージソフトウェアを使用したシステムでサービス提供を開始したものである。

令和 6 年度から行政オンラインシステムで新たな窓口予約の仕組みを順次、構築予定であるが、予約状況の引継ぎや、市民へ通知済みの URL の変更ができない等、完全にシステムを切り替えるまでの期間、2 つのシステムを並行運用する必要があることから、現行システムを引き続き使用する。現行システムは、同社のパッケージソフトウェアを使用したシステムであり、他業者が当該業務を実施するためには、システムの使用許諾の問題はもとより、現行の予約状況等の引継ぎなど技術的にも困難であり、履行が可能な業者が特定される業務である。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム標準化対応支援業務（令和 6 年度）

2 契約の相手方

ITbook 株式会社

3 随意契約理由

現行の戸籍情報システムは令和 8 年 1 月に標準準拠システムへの移行を予定しており、令和 5 年度より標準準拠システムへの移行に伴う業務見直し等を順次開始している。また、システム移行実施に伴い、ITbook 株式会社と標準化対応支援業務委託の契約を締結し、令和 6 年 3 月末まで各種支援を受けているところである。

令和 6 年 4 月以降も本格的なシステム移行実施に伴う各種支援を継続的に受ける必要があり、総合評価一般競争入札により業者決定するため、令和 5 年 12 月より入札を実施したが、入札参加可能事業者がおらず、案件中止となった。再度、適切な入札実施期間を確保したうえで、総合評価方式による入札を実施すると、入札公示は令和 6 年 3 月、履行開始は令和 6 年 7 月とならざるを得ない。

現行の支援にかかる契約は令和 6 年 3 月末までであり、このままでは令和 6 年 4 月から 6 月までの 3 か月間は支援を受けられないことになる。

しかし、令和 6 年 4 月から 6 月までの期間についてもシステム移行における各種調整作業を実施するためには、当該期間で、これまでの支援内容を網羅した現行支援と同等の効果的かつ継続的な支援業務が必要である。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、入札において、落札者が決定しなかった場合、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務について、現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められるため、現在業務を委託している ITbook 株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民基本台帳等事務システム標準化対応支援業務（令和 6 年度）

2 契約の相手方

ITbook 株式会社

3 随意契約理由

現行の住民基本台帳等事務システムは令和 8 年 1 月にガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムへの移行を予定しており、令和 5 年度よりシステム移行を順次開始している。また、システム移行実施に伴い、ITbook 株式会社と標準化対応支援業務委託の契約を締結し、令和 6 年 3 月末まで各種支援を受けているところである。

令和 6 年 4 月以降も本格的なシステム移行実施に伴う各種支援を継続的に受ける必要があり、総合評価一般競争入札により業者決定するため、令和 5 年 12 月より入札を実施したが、入札参加可能事業者がおらず、案件中止となった。再度、適切な入札実施期間を確保したうえで、総合評価方式による入札を実施すると、入札公示は令和 6 年 3 月、履行開始は令和 6 年 7 月とならざるを得ない。

現行の支援にかかる契約は令和 6 年 3 月末までであり、このままでは令和 6 年 4 月から 6 月までの 3 か月間は支援を受けられないことになる。

しかし、令和 6 年 4 月から 6 月までの期間についてもシステム移行における各種調整作業を実施するためには、当該期間で、これまでの支援内容を網羅した現行支援と同等の効果的かつ継続的な支援業務が必要である。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、入札において、落札者が決定しなかった場合、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務について、現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められるため、現在業務を委託している ITbook 株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度物価高騰非課税世帯等支援給付金対応のための税務事務システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の実施にあたり、令和 5 年 12 月 22 日付けで「令和 5 年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）の増額が措置された。併せて、重点支援地方交付金の標準事業として「個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付」「住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算（子ども加算）」「新たに住民税非課税等となる世帯への給付」「定額減税との調整給付」の 4 事業が示された。

本市においても、令和 6 年度において上記 新たに住民税非課税等となる世帯に対し、令和 6 年度物価高騰非課税世帯等支援給付金として 1 世帯当たり 10 万円及び当該世帯に属する 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円の加算額を支給することとし、迅速な支給を行うこととしている。

本業務は、税務事務システム（以下「システム」という）で管理している項目を基に抽出条件を検討の上、令和 6 年度物価高騰非課税世帯等支援給付金にかかる確認書送付対象者の抽出作業のためのシステム改修を実施し、当該支給作業に必要となるデータを本市に提供するものである。

システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社日立製作所に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、当該業務は法令等の規定により履行できる者が特定される業務であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部電力等価格高騰重点支援給付金担当

06-6208-7280

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかるデータ移行対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

本業務委託は 大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応に係るデータ移行作業の令和 6 年度作業として現行システムと次期システムのデータベース情報の対応関係を整理し、移行ツールによる機械的な変換、現行システムで使用している拡張大阪市明朝から標準準拠システムで使用する行政事務標準文字への変換、データの不整合を防ぐために予めイレギュラーデータを補正するデータクレンジング対応、システムテストにむけたテスト用に個人情報をもスキングしたデータの作成等の対応を実施するもの。

株式会社 NTT データ関西は、現行システムの開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 6 年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）

2 契約の相手方

大阪市企業人権推進協議会

3 随意契約理由

講座の実施にあたっては、実施時期や開催手法を企業のニーズに即した内容とするとともに、より多くの企業の興味関心を惹く周知、幅広い広報が必要である。

また、講座の実施だけでなく、各企業において社内研修等を実施してもらうことにより、人権を尊重した企業活動につなげることを目的としており、目的を達成できているかを検証するため、講座実施後と講座を実施した約 1 か月後に、受講者に対してアンケートを実施している。昨年度と今年度のアンケートにおいて、講座実施後に、本講座の内容が「活用できる」と約 70%の受講者が回答しているにも関わらず、約 1 か月後のアンケートでは、実際に「活用した」という回答が約 25%にとどまっており、課題が残る結果であった。

このギャップを埋めるため、令和 5 年度に「企業が社内人権研修を積極的に実施できるよう研修実施に向けた支援」を追加したが、今回新たに、「本事業で行った研修内容を「活用したい」と答えた企業等に対する具体的な支援方法を提案し実施すること。」を追加し、課題解決を図る。

講座を実施したり、具体的な支援方法を提案し実施するにあたっては、企業の規模や業種、業態によって社内での研修等の実施方法やその際に課題となる事項も様々であるため、それぞれの企業の特徴（強みや弱み）を理解し、効果的な支援を提供する必要がある。令和 4 年度においては 450 社を超える企業の参加があったことから、多くの企業の状況に精通した事業者の提案により事業を実施することが適当であると考えている。

そのため創意工夫をもった事業の提案が可能で、より高い水準で実施できる体制を有する事業者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上で妥当である。

以上の理由から、本件契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06 - 6532 - 7631）